

平成21年第1回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成21年2月17日

閉会 平成21年2月17日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

5番 稲田 欣彦 君
6番 高橋 重明 君
7番 小走 善秀 君
8番 宇山 修 君
9番 中川 義弘 君
10番 鍵田 光男 君
11番 吉田 誠克 君
14番 東川 裕 君
15番 梅田 善久 君
16番 前田 禎郎 君
17番 島田 悠紀夫 君
18番 上田 直朗 君
19番 平岡 仁 君
20番 福西 力 君

欠席議員（2名）

12番 南 佳策 君
13番 吉野 晴夫 君

欠 員（1名）

6. 説明のため出席した者

広域連合長	藤原 昭 君
副広域連合長	上田 清 君
代表監査委員	岡田 紀郎 君
会計管理者	浅野 恵子 君
理事	竹内 輝明 君
事務局長	西谷 義嗣 君
事務局次長	郡 隆弘 君
総務課長	藤本 精秀 君
事業課長	石井 敏隆 君

7. 職務のため出席した者

事務局職員	川本 真理子
事務局職員	高松 和弘
速記	川口 保之

議長（橋本和信君） ただいまより、平成21年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影の許可をいたしておりますので、ご了承をお願いします。

次に、監査委員より出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付いたしておりますとおりでございますので、ご清覧をお願いします。

広域連合長より招集のあいさつがございます。

広域連合長。

広域連合長（藤原昭君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会議の平成21年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度が始まり、間もなく1年を迎えようとしているところであります。この1年、本広域連合におきまして、国の制度見直し方針に積極的に対応し、昨年7月の平成20年第2回臨時議会議において議決を賜りました平成20年度の保険料軽減対策等の改善策等の実施につきましても、構成市町村と連携をとりながら着実に進めるとともに、制度の円滑な運営に鋭意取り組んできたところでございます。

今後とも長寿医療制度を改善する観点から、国の見直し方針に沿って対応することとしており、被保険者となる高齢者の方々が引き続き安心して医療を受けていただけるよう万全を期していく所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、さらなるご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

なお、本定例会におきましては、平成21年度以降に係る保険料軽減措置を行うための条例の改正や、平成21年度の奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算並びに特別会計予算など、重要な案件をご提案申し上げます。各案件の提案の趣旨並びに内容につきましては、案件が上程されますその都度ご説明申し上げたいと存じますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、広域連合の執行機関の運営体制を強化し、意思決定機能を充実するため、常勤の副広域連合長を設置するための規約変更につきましては、昨年の12月をもって全市町村の議会議において議決をいただいた上、奈良県知事の許可を得たところであり、これまでの皆様のご支援にお礼を申し上げます。本日、常勤の副広域連合長の人事案件の議案を提案させていただいておりますので、この点につきましても、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、定例会の開会に当たりまして、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（橋本和信君） 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、新たに議員になりました東川裕君、福西力君の議席の指定に関連し、お手元に配付いたしております議席表のとおり、議席の一部変更及び指定をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、14番、東川君、15番、梅田君、以上2名の方を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月17日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてより議第3号までの3議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(藤原昭君) ただいま一括上程になりました案件につきまして、その内容を説明申し上げます。

本3件は、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正をはじめとする条例関係の議案であり、保険料の軽減措置及びその保険料軽減措置等の財源の適正管理並びに常勤の副広域連合長の設置に伴う条例の一部改正を定めるものでございます。

それでは、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、これは国の制度改革の方針にのっとり長寿医療制度を改善する観点から、平成20年6月12日及び9月9日の政府・与党決定に基づいて、今回、平成21年度以降における被保険者の保険料の軽減措置を行うために、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正するものであります。

保険料の軽減措置の内容としましては、所得の低い方に対して負担軽減を図ることとしておりまして、被保険者均等割額が7割軽減となる被保険者であって、さらに世帯内の長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他に所得がない場合は、被保険者均等割額を9割軽減します。

また、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得等（旧ただし書き所得）が58万円以下の被保険者につきましては、算定した所得割額を50%軽減します。

また、平成21年度分に限り、被扶養者であった被保険者に対して賦課する保険料額は、被保険者均等割額を9割軽減します。

これらの保険料軽減対策に係る財源につきましては、国から全額補助されることとなっております。

次に、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の制度改正の方針にのっとり長寿医療制度を改善する観点から、（1）新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者であった被保険者の方については、平成20年度に引き続き、平成21年度の1年間においても保険料については所得割を課さず、被保険者均等割を9割軽減することに係る財源、（2）広域連合または市町村が実施する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費、（3）広域連合または市町村がきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講ずるための経費、（4）一定基準を満たす低所得者に対して均等割を9割軽減すること及び所得割を50%軽減することに係る財源の4項目の合計について、国が国庫を財源として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として広域連合の平成20年度一般会計に交付することになりました。

そして、この交付金を適正に管理するため、広域連合において平成19年度で一般会計に設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てる必要があるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を改正するものでございます。

次に、議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例及び奈良県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、当広域連合の規約変更により、識見を有する者から副広域連合長1名を議会の同意を得て選任することになりますが、当副広域連合長については常勤の職員とするため、地方自治法第204条の規定により、常勤の副広域連合長の給与及び旅費に関し条例で定める必要があるため、特別職の職員の給料及び旅費に関する条例を改正するものでございます。

主な内容につきましては、常勤の特別職の職員として一般的に定められる給料、地域手当、期末手当及び退職手当の額並びにその支給方法等について定めております。

なお、今議会に提案しております副広域連合長の候補者につきましては、現在、奈良県職員であることから、給料につきましては奈良県職員として受けられる給与額と同額となるよう算定した額としており、また、退職手当につきましては、奈良県職員に復帰する際には当広域連合から支給しないこととしております。

また、職員の給与に関する条例の改正につきましては、広域連合の一般職の職員の給与につきましては、市町村からの派遣職員を除き、奈良県の一般職の職員の例によることとするものでございます。

以上、一括上程になりました案件につきまして、その概要を申し上げた次第であります。

よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本和信君） これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論は一括して行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。採決は議第1号より議第3号までの3議案を一括して行います。
本案をいずれも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本和信君） ご異議なしと認めます。
よって、議第1号より議第3号までの3議案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、日程第5、議第4号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について及び議第5号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括して議題といたします。
提案者の説明を求めます。
広域連合長。

広域連合長（藤原昭君） ただいま一括上程になりました案件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、議第4号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,833万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億2,949万円とするものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金につきましては、レセプトパンチ等委託料や電算システム機器等リース料などが当初見込みより減少したため、市町村負担金を9,000万円減額するものでございます。

次に、2款、国庫支出金、2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成21年度保険料軽減及び特別対策に係る広報や相談体制の整備に対する所要額から、平成20年度後期高齢者医療制度臨時特例基金残額見込みを減じた5億1,000万円が交付されるもので、同額を基金に積み立てております。

次に、5款、繰入金、1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、被用者保険の被扶養者の保険料軽減額が当初見込みより減少したこと等により、2億288万8,000円を減額するものでございます。

なお、分担金及び負担金と繰入金の減額につきましては、歳出の後期高齢者医療特別会計繰出金で同額を減額いたしております。

次に、議第5号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案の22ページから29ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,238万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,093億6,264万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、保険基盤安定負担金が3億123万2,000円の増額、保険料軽減措置に係る補助金等の執行見込みが1億7,975万3,000円の減額、それらに伴い保険料負担金が1億3,147万9,000円の減額、また、先ほど申し上げました一般会計からの繰出金2億9,288万8,000円の減額をするものでございます。

歳出につきましては、一般会計で先ほど説明しました市町村共通経費に係る経費の減額及び特別対策に係る広報、相談体制の整備経費等の補正でございます。

以上、一括上程になりました案件につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本和信君） これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は議第4号及び議第5号の2議案を一括して行います。

本案をいずれも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本和信君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第5号の2議案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議第6号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第7号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（藤原昭君） 本日ここに平成21年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

我が国の少子高齢化は世界に類を見ない速さで進行しており、老人医療費も年々増加する中で、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されたところでございます。

当広域連合は、後期高齢者医療制度の施行に向け、奈良県内の全39市町村で構成する特別地方公共団体として健全なる財政運営を行う責務があると考えております。財政運営につきましては、39市町村からの分賦金や保険料のほか、国や県、市町村からの負担金と現役世代からの支援金などを財源として行うものであります。平成21年度は2年間の財政計画の2年目であり、21年度においても長寿医療制度の改善が予定されており、より円滑で確実な運営が求められているところであります。

こうした中で、被保険者の方々が必要な医療を安心して受けられるようにするため、国や県、市町村などと緊密に連携し、広域連合の財政基盤の安定強化を図っていかねばならないと考えております。

以上の方針に基づき編成いたしました広域連合の予算案は、一般会計におきまして14億6,230万円とし、後期高齢者医療特別会計におきましては1,242億8,350万円を計上し、これらを合計いたしました奈良県後期高齢者医療広域連合全体の財政規模は1,257億4,580万円となった次第であります。

それでは、議第6号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億6,230万円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

31ページの第1表をご覧ください。

初めに、歳入の主な項目についてご説明をいたします。

1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金7億4,445万7,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金及び3款、県支出金は、保険料不均一賦課負担金で、それぞれ629万円でございます。

4款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子68万6,000円、5款、繰入金は、同基金の繰入金7億429万7,000円でございます。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明をいたします。

34ページをご覧ください。

第1款、議会費は、議会の開催経費等、166万8,000円でございます。

2款、総務費、1目、一般管理費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料等、広域連

合の運営に係る経費1億1,572万2,000円でございます。

3款、民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金13億4,341万6,000円でございます。

次に、議第7号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の50ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,242億8,350万円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

51ページをご覧ください。

1款、市町村支出金は210億1,708万9,000円で、保険料や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

2款、国庫支出金は376億6,183万9,000円で、保険給付費負担金や広域連合間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金及び健康診査等補助金でございます。

3款、県支出金は97億453万2,000円で、保険給付費負担金及び健康診査補助金でございます。

4款、支払基金交付金は539億741万1,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は1,410万円で、400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分について交付されるものでございます。

8款、繰入金は18億1万円で、保険料不均一賦課や後期高齢者医療制度臨時特例基金分及び事務費に係る一般会計からの繰入金のほか、後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

10款、諸収入は1億7,696万9,000円で、交通事故等で加害者からの医療費を収納する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

52ページをご覧ください。

1款、総務費は5億4,499万1,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費及び派遣職員に係る負担金等でございます。

2款、保険給付費は1,231億4,757万1,000円で、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費等及び審査支払手数料でございます。

3款、財政安定化基金拠出金は1億200万円で、予定保険料収納額の不足分や見込み以上の保険給付費の増加について貸し付け及び交付を行うため、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は1,425万円で、歳入で説明いたしました共同事業に対する拠出金でございます。

5款、保健事業費は3億4,883万3,000円で、被保険者に対する健診事業委託料でございます。

6 款、医療費適正化事業費は 8,140 万 8,000 円で、レセプト点検及び医療費通知作成委託料等でございます。

以上、一括上程になりました案件について、その概要を説明申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本和信君） これより質疑を行います。

通告がございますので、発言を許します。

6 番、高橋君。

6 番（高橋重明君） 6 番議席の宇陀市会議員の高橋重明でございます。ただいま議長からのお許しを得ましたので、事前通告をしておりました内容について質問させていただきます。

議第 6 号、平成 21 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議第 7 号、平成 21 年度奈良県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、一括して質問させていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者、国民の大きな反対に遭いながらも、経過措置などをとるだけで、平成 20 年 4 月から強行実施されました。やがて 1 年を経過しようとしています。「制度を廃止せよ」の大きな国民世論に対して、政府・与党は次々と見直しを行い、制度は廃止せずに、経過措置の延長とか、わずかな手直しをするにとどまり、かえって混乱と矛盾を拡大し、実施に当たる県広域連合並びに市町村担当職員の事務負担は大変なものだと推測いたします。

内容を見ますと、低所得者に対する保険料の軽減の継続と拡大、70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割から 2 割負担に引き上げる実施時期の凍結継続、健康保険など被用者保険の被扶養者への保険料 9 割軽減を継続などです。これらの継続も平成 21 年度までの経過措置であることは言うまでもありません。

さて、平成 21 年度一般会計予算及び特別会計予算審議に当たり、現在までの執行状況について、私なりに 4 点ばかりを質問させていただきます。

第 1 点目は、保険料徴収方法に当たり、年金からの天引きを原則としながらも、年金収入が年 18 万円未満の方の場合は普通徴収となっておりますが、普通徴収における収納率、収納未済額とその後の督促状況についてお尋ねをいたします。また、今後、保険料未納者に対して資格剥奪と言える資格証明書の発行を行うかどうか、その点についてもご見解をお伺いいたします。

2 つ目は、後期高齢者の保健事業は平成 20 年度から広域連合の努力義務とされましたが、高齢者の疾病の早期発見や介護予防の観点からも市町村に委託となりましたが、その実施状況について並びに 2 年目の実施計画についてお伺いいたします。

3 点目には、後期高齢者医療制度に対して政府は盛んに全国紙を使って広報活動に力点を置いています。昨年、県に不服審査請求が多数出されていると聞いています。その提出状況並びに今後の処理についてもお伺いいたします。

最後に、4 点目でございますが、後期高齢者保険料の軽減を図るためには、簡易申告の

提出を義務づけております。しかしながら、遺族年金だけを受けている方は、これは税法上もう非課税であるため申告をしていません。その結果、保険料の軽減措置が受けられないという問題も起こっておりますが、広域連合として各市町村に対してどのような指導をなさっているのか、その現況についてもお伺いいたします。

以上4点について壇上より質問させていただき、後ほど自席にて再質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（橋本和信君） 事務局長。

事務局長（西谷義嗣君） ただいま高橋議員のほうから4点の質問がございました。それについてご説明をいたします。

まず、第1点目でございますが、後期高齢者医療制度施行1年目の特に保険料の普通徴収の収納状況はどうかということ、それと、その納付滞納者に対する督促状況はどうか、また、資格証明書を発行されるのかどうかとのご質問でございますが、保険料の徴収対象者の平成20年度の保険料納付実績であります。本年4月から11月まで特別徴収が39億4,100万円、普通徴収が20億9,800万円、合計で60億3,900万円となっているところであります。

普通徴収の徴収率であります。7月から11月までの普通徴収の平均徴収率は94.8%となっております。保険料算定時の普通徴収の徴収率の見込み90%を上回っております。また、普通徴収の対象者数は11月時点で3万3,397人、うち11月分を納付された方が2万9,825人、未納付者が3,572人となっております。

なお、これらは11月末時点での収納状況であり、今後の収納努力により、7月から11月分の徴収率につきましてはさらに上昇するものと考えておりますが、年間を通じた徴収率の傾向等につきましては、もう少し実績が蓄積した段階で判断してまいりたいと考えております。

次に、未納付者に対する督促状況であります。保険料の徴収を担当している市町村が文書による催告や、電話、戸別訪問による説明等により納付を促しているところであります。ただ、新しい制度のため、支払う意思がありながら勘違い等などにより未納となっているケースもあり、さらに丁寧でわかりやすい広報、周知に努めていくことが重要であると考えております。

また、資格証明書の運用につきましては、昨年6月の国の制度改正方針では、資格証明書の運用に当たっては相当な収入がありながら保険料を納めない悪質な者に限って適用するとされているところであり、さらに、国においては全国で統一的な運用を図るため、今後、統一的な交付基準を作成すると聞いているところであります。本広域連合としましては、こういった国の考えや基準を踏まえ、市町村の意見も聞きながら、具体的な運用方法を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、健康診査事業の実施状況並びに2年目の実施計画についてご質問でございますが、後期高齢者の保健事業は平成20年度から保険者である広域連合の努力義務とされたところであります。広域連合としましては、糖尿病等の生活習慣

病の早期発見や重症化予防のためにも後期高齢者の健康診査は重要と考えております。

平成20年度は、高齢者の方々の利便性を重視し、地元の医療機関で受けることを可能とするため、健康診査を市町村へ委託し、74歳以下の特定健診と同様の内容で実施したところであり、昨年12月現在で受診者数1万7,222人、受診率11.3%となっております。

今年度の最終的な受診人数は現在集計中ではありますが、最終的な受診率は当初の想定受診率28.5%を下回るおそれがあると考えております。引き続き市町村と連携しながら、健康診査の一層の広報、周知等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成21年度の実施計画ということではありますが、長寿医療制度は2年単位の財政計画で運営されているため、後期高齢者の健康診査につきましても、平成21年度は基本的には平成20年度と同様の内容で実施することとしております。健診項目につきましても、今年度と同様74歳以下の特定健診と同じ内容とする予定であり、平成21年度特別会計予算に健康診査事業経費として3億4,883万3,000円を計上したところでございます。

次に、後期高齢者医療制度が始まって以後、審査請求の状況はどうかということでございますが、後期高齢者医療給付に関する処分や保険料に関する処分等に不服がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第128条の規定に基づき審査請求を行うことができるとされております。そのための後期高齢者医療審査会が昨年5月、奈良県に設置されたところでございます。本年1月現在で78件の審査請求がございまして、

処理状況としましては、取り下げ10件、却下61件、棄却4件、認容ゼロ、審査中3件となっております。この棄却4件のうち1件につきましては、本年1月、処分庁である当広域連合に対し訴訟の提起がなされたところでございます。また、審査請求に係る処分の内訳としましては、保険料賦課処分に係るもの67件、市町村の徴収に係る処分に関するもの14件となっております。

最後に、保険料の軽減に必要な簡易申告の状況はどうかということでございますが、長寿医療制度は、非課税年金を除く公的年金受給者や給与所得者以外の方で確定申告や市町村民税申告をされていない方については所得の把握ができないため、保険料の均等割軽減の対象外となっているところであります。ただし、未申告者であっても、市町村に簡易申告書を提出すれば申告扱いとなり、保険料の均等割の軽減判定対象者となるため、広報紙等により簡易申告制度の周知を図るとともに、市町村から未申告者へ簡易申告書を送付するなどの方法により、広報、周知に努めているところであります。この結果、平成20年度の保険料算定において簡易申告を行った方は約4,600人となっており、このうち軽減要件を満たした方につきましては保険料の均等割の軽減がなされたところでございます。市町村と連携し、今後とも一層の広報、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本和信君） 6番、高橋君。

6番（高橋重明君） ご丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

私、心配をしていたことが既に起こっているのではないかと思います。もともと75歳という年齢を区分して、従来負担していなかった方にも負担を求めるといふ、低所得者に対して普通徴収で既にもう奈良県下で3,572人出ていると。たしか対象者が14万そこそこだったと記憶しておりますので、かなりな率になるのではないかと思います。

参考に申し上げますと、国民健康保険の未納者も年々増加し、その結果、中学生以下の方、子供さんが医療にかかれないという形でペナルティーを科するのを、厚生省は今年4月からは親御さんが未納であっても子供さんの医療については保険証を出しましょうという通達改正をなさっていると聞いております。そういう立場からいいましても、高齢者で低所得者であるにもかかわらず、保険料未納ということで単純に資格証明書の発行ということにならないよう引き続きご指導を、国に対しても要望をしていただきたいと私は考えております。かつての旧法の老人保健法では保険証の剥奪はなかったのでございますので、その点も引き続きお願いしたいと思います。

さて、2点目でございますが、これも私は以前に質問をさせていただいたんですが、当時、保健事業については第2条か3条に書いてあったと思ったんですが、別途定めるといふことで、別途がなかったわけです。というのは、事務の執行上まだ時間がかかっていたと判断したわけですが、今回結果を見ましても11.3%、予定の28.5%を大きく下回っております。高齢者の場合はやっぱり早期発見、そして早期治療というのが原則でございます。いたずらにおくれれば死に直結するわけでございますので、健康診査については国民の健康を守るという立場で大いに進めていただきたいと思います。特に、従来でしたら市町村国保でこの方の健康診査は70歳以上は無料だったと思っております。しかし、今回はこれは有料になっておりますので、その点も含めて厳格なる一層の健康診査を進めていただきたいと思います。

また、3点目の不服審査でございますが、私の手元の資料では、1つの法律でこれだけ全国的に不服審査が出たという例はないというふうに新聞に記載されております。当時、不服審査をされたのが40都道府県で、請求数は7,206件請求されております。そういう意味では、今回の資料を見ましても、参考資料の36ページですが、一般会計の5番目、弁護士委託料というのがあるわけです。何で弁護士委託料が要るのですかと質問させていただいたら、336万の予算計上しておりますが、訴訟のほうの問題があったということを知っておりますので、このことを見ても、やはり制度の欠陥並びに後期高齢者の方の不満が依然として衰えていないということの実証ではないかと私は考えております。

次に、簡易申告の問題でございます。私も今、立場上、税理士をやっておりますので、そういう相談を受けます。しかし、そういう申告書を見たことがないという方がかなりおるんですね。あっても、なかなかその申告の手続がわからないと。簡易申告といいましても、内容を見ますと非常に難しい内容になっておりますので、その点、広域連合にあっては各市町村をもっと細かく丁寧に指導していただきたいということを願うわけでございます。

私は今回、討論には参加をしております。そういう意味では、この制度がますます定

着するどころか矛盾が拡大しているのではないかと考えております。日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。また、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しております。憲法の趣旨からいきましても、高齢者だからといって別立ての医療制度にするのではなく、国民全体、国全体が社会保障の観点から一層充実していただきますよう意見を述べて、私の質問を終わりたいと思います。もし補足事項がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（橋本和信君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本和信君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は議第6号及び議第7号の2議案を一括して行います。

本案をいずれも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本和信君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号及び議第7号の2議案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

（理事 竹内輝明君 退場）

議長（橋本和信君） 次に、日程第7、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（藤原昭君） ただいま上程になりました案件についてご説明を申し上げます。

提案いたしております同第1号は、副広域連合長の選任について議会のご同意を仰がんとするものでございます。

選任いたします竹内輝明氏は、これまで奈良県総務部財政課、福祉部保険福祉課長、長寿社会課長、福祉部次長、また十津川村助役等の要職を歴任し、長年にわたり地方公共団体の運営に携わり、財政をはじめ、福祉など幅広い行政運営等に関して豊富な経験を有し、今後の広域連合の運営に関し識見を有する方と認められますので、本広域連合の副広域連合長として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本和信君） お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、そのようにいたしましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案に同意することに決しましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(橋本和信君) ご異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

(理事 竹内輝明君 入場)

議長(橋本和信君) ただいま選任に同意いたしました竹内君よりあいさつがございます。
竹内理事。

理事(竹内輝明君) 先ほどは副広域連合長の選任にご同意いただきまして、感謝申し上げます。

今後は連合長を補佐し、今までに増して広域連合の運営に意を用いますとともに、国の制度改善にも的確に対応してまいり所存でございます。今後とも議員各位のご指導をよろしくお願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

議長(橋本和信君) 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることにいたします。

広域連合長よりあいさつがございます。

連合長。

広域連合長(藤原昭君) 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決並びにご同意を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして賜りましたご意見につきましては真摯に受けとめまして、この後期高齢者医療広域連合がさらなる課題にしっかりと対応できるように、各市町村との連携を密にとりながら取り組んでまいり所存でございます。

長寿医療制度は、急速な少子高齢化が進展する中、国民皆保険制度を堅持し、現役世代と高齢者とともに支え合い、高齢者の特性を踏まえた適切な医療を提供するために導入されたものであり、本広域連合としましても、これからも必要な改善策に積極的に取り組みつつ、円滑な制度運営に努めてまいりたいと存じております。

議員の皆様方におかれましても今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(橋本和信君) 以上で、平成21年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

橋本 和 信

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

東川 裕

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

梅田 善 久